○大阪府監査委員及び監査委員の事務局の職員のき章規程

昭和三十九年四月一日

大阪府監査委員規程第三号

第一条　大阪府監査委員及び監査委員の事務局の職員（以下「委員及び職員」という。）のき章は、別象形のとおりとする。

第二条　き章は、職務を明らかにするため、委員及び職員が胸部につけるものとする。

第三条　き章は、委員及び職員の在職中これを貸与する。

第四条　き章は、委員及び職員が退職、失職又は死亡の際は直ちにこれを返還するものとする。

（実物大）



大阪府監査委員及び監査委員の事務局の職員のき章

（径一五ミリメートル）台金色

附　則

１　この規程は、公布の日から施行する。

２　昭和二十五年大阪府監査委員及び監査書記き章規程は、廃止する。